

平成29年度 共同生活援助事業所びあ 事業計画書（案）

（共同生活援助事業）

第1 基本方針

共同生活援助事業所びあは、ご利用者一人ひとりが地域社会の一員として日常生活及び社会生活が適正に営むことが出来るよう、ご利用者のライフスタイルに合わせて適正な居住支援サービスの提供に努めます。

特に、今年度は、昨年発生致しました台風10号による水害被害や神奈川県での津久井やまゆり園の事件を受けて、地域生活に必要な防災、防犯対策についてより効果的な取組みを図ることで、ご利用者が地域で安心・安全な生活ができるように努めます。

また、昨年施行されました障害者差別解消法の理念に基づきご利用者個々に対する、合理的配慮を基本とした支援サービスの提供に努めるとともに、ご利用者の権利擁護を更に推進します。

なお、今年度の重点事項は次のとおりとして進めます。

1 居住支援サービスの充実

共同生活援助サービスの提供は、ご利用者一人ひとりの障がい特性やニーズに応じて作成した個別支援計画書に基づき、ご本人の状態に応じて生活相談、食事の提供、健康管理、金銭管理、入浴・排泄等の介護など基本的な日常生活動作などについて、合理的配慮を基本として適正な支援を行います。

2 健康管理と感染症対策

ホームの巡回支援や定期通院の同行等をとおして疾病等の早期発見・治療に努めるとともに、感染症対策マニュアルに基づいた感染症予防対策を講じることでご利用者が安心して生活出来るようにします。

3 グループホーム（住居）の保全・整備

ご利用者が安心かつ安全な生活が営むことが出来るよう、住居内の保全を更に推進するとともに、家屋においては、経年劣化による壁などの補修工事などを進めます。

4 グループホーム新設及び地域支援センター（事務所）の検討

近年の地域生活ご利用者の増加に伴い、ご利用者ニーズの重度・多様化を踏まえ、新規にグループホームの新設に向けた検討を行うとともに、職員数が増加している中では、各種支援業務を行うためのスペース確保及び昨年発生致しました台風10号による水害被害を踏まえ、災害発生時の避難所及び復旧の拠点、災害備蓄用品等の適正な保管管理場所等の調整を検討します。

5 余暇活動の推進

ご利用者の生きがいや社会的な活動を更に促進するために、本人の意向に沿った個別的な対応を基本としながら、新たな取組みとして各種展示会や発表会において報告発表が出来るよう芸術や演芸活動の取組を検討します。

6 防災・防犯対策の強化

昨年度の水害被害を受けて、法人の災害マニュアルを参考にBCPの策定などの必要な整備を行うとともに、ご利用者を対象とした防災意識の更なる向上を図ります。また、防犯対策の一環として、GH周囲の夜間照明器具等の増設や防犯砂利等の敷設を検討します。

7 高齢ご利用者に対する支援の強化

ご利用者の高齢化に伴い、身体機能や活動性の低下が顕著なご利用者においては、適切な支援と見守りを行うとともに、生きがいのある生活に向けてシルバー旅行や外出等の活動を企画実施します。

第2 組織と利用者状況

1 組織の概要

ご利用者の障がい特性を踏まえたサービスを提供するとともに、安定的な事業所経営を遂行するために、次の組織体制で進めます。

(1) 事務係

事務係は、事業所運営の庶務、会計、管理を行い、ご利用者への間接的な支援と経営管理を行います。

(2) 生活支援員

生活支援員は、巡回支援等を通して、地域生活場面等における支援と健康管理を中心にサービス提供を行います。

(3) 世話人

世話人は、主に食事の提供や生活面の支援と健康管理及び相談等を行います。

(4) 職員配置状況（平成29年4月1日現在）

区分	管理者	サビ管	生活支援員	世話人	総務	計
男性	1	1 (1)	4			6 (1)
女性			6	16 (7)	(3)	22 (10)
計	1	1 (1)	10	16 (7)	(3)	28 (11)

※ () は兼務職員

2 会議等の体制

(1) 次の会議、委員会を設置し、利用者支援のサービス向上に努めます。

- ・ 地域支援会議 (サービス管理責任者、生活支援員、世話人)
- ・ 支援会議 (支援係担当者)
- ・ ケース会議 (支援係担当者)
- ・ 生活委員会 (支援係担当者 ※ご利用者代表)
- ・ 防災対策委員会 (支援係担当者 ※ご利用者代表)
- ・ 虐待防止委員会 (支援係担当者 ※ご利用者代表)
- ・ 衛生管理委員会 (支援係担当者 ※ご利用者代表)

(2) 研修会

- ・ 施設内研修会 (随時)
- ・ 関係機関・団体・その他の研修参加 (随時)
- ・ 研究調査・ケース研究 (随時)

3 ご利用者の状況（平成29年4月1日現在）

(1) 各共同生活住居における利用状況

区分	ぴあ	えーる	はるか	ういんぐ	あゆみ	らいふ	あおぼ	ひかり	なごみ	合計
男性	5	4			1		6	4	2	22
女性			6	6	3	5				20
計	5	4	6	6	4	5	6	4	2	42

(2) 生活支援部門

生活支援サービス	個別支援の充実	生活支援は、個別支援計画を基本として、適正かつ効果的なサービス提供に努めるとともに、ご利用者に対する合理的配慮と個別支援の充実を図り権利擁護を推進します。
	他事業所との連携	就労支援施設や実習企業先と連携し、包括的な支援に努めます。
住居対策	生活環境の充実	ご利用者の生活環境が充実したものとなるよう、ご利用者に対して満足度調査を実施し、その結果に応じて必要な改善を行います。また、合理的配慮の観点から可能な限りご利用者の意見や要望を取り入れるために、生活委員会等の各種委員会へご利用者の参加を促進し、ニーズの掘り起こしを行います。
	共同生活住居の保全	開設から10年以上経過している住居については、継続的にモニタリングを実施するとともに、必要に応じて修繕を実施します。また、共同生活住居らいふの壁については、経年劣化していることから補修工事を検討します。
生きがい社会参加	自治会活動の促進	自治会活動にご利用者が主体的に取り組めるように側面的な支援を行います。また、自治会との意見交換会等を行い、事業運営に協力をします。
	余暇活動の推進	ご利用者の生きがいや社会的な活動を更に促進するとともに、新たな取組みとして各種展示会や発表会において報告が出来るよう芸術や演芸活動の取組を検討します。
	高齢ご利用者の生きがい対策	高齢のご利用者の生きがい対策として、外出や旅行などの企画を積極的に行います。
衛生健康	衛生健康管理	ご利用者の疾病等の早期発見に努めるとともに、必要に応じて体力向上の取組みや身体面のケアをとおして健康保持に努めます。特に、高齢ご利用者のメディカルチェックについては、配慮します。
食事提供	食事提供の充実	ご利用者の食事について、栄養バランスのとれた食事となるよう栄養士が作成した献立表に基づき提供を行います。また、嗜好や食に対するアンケート調査を実施し、より食生活が豊かなものとなるよう努めます。
防犯対策	防犯体制の強化	防犯対策の一環として、ご利用者、職員の防犯に対する意識の向上と夜間照明器具等の増設、防犯砂利等の敷設を検討します。
地域移行	GH新設の検討	ご利用者の地域生活希望者の増加とご利用者ニーズの重度・多様化及び既設住居の消防法との関連性を踏まえ、新規にグループホームの開設に向けて検討します。
	自立対策	共同生活住居からの自立を希望するご利用者に対して、個別支援計画に基づき、適切に支援を行います。

平成29年度 共同生活援助事業所 ぴあ 組織図(案)

平成29年4月1日

職員等 12名

世話人 16名

